

長崎市農業委員会 令和2年9月総会 議事録

- 1 日 時 令和2年9月30日(水) 14:00 開会
15:50 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(17名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 平尾 政博
松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 出席推進委員(21名)
池田 憲二 浦川 英敏 尾崎 正孝 川添 孝則 城戸 利美
久保 正 柴原 恵 田中 幹生 中村 数昭 中山 辰也
野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂
松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也
山下 和孝
- 6 欠席農業委員(2名)
永岡 亜也子 山脇 貞雄
- 7 欠席推進委員(3名)
今村 秀喜 岩尾 直己 鶴田 安明
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 山下事務長 川本農政管理係長 平農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和2年9月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9月の農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。座ってから議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員17名出席であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は21名でございます。以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。上川満治委員と田平孝廣委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上川委員・田平委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。まず初めに、第1号議案「農地台帳登録申請の承認について」ですが、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番及び2番と関連がございますので、併せて審議を行います。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 第1号議案、農地台帳登録申請の承認についてご説明いたします。農地に関する説明は、第2号議案の1番及び2番において説明いたしますので、本議案では申請者の就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。それでは、議案書の冊子の1ページをご覧ください。申請者は、1に記載のとおり、古賀町にお住まいの〇〇さんです。世帯員の構成は、3に記載のとおり、本人のみで、年間の農業従事日数は240日として申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおり、申請者は、今回、農地法第3条により賃貸借権を設定する東町の農地で、ショウガ、ニンジン、ブロッコリーなどの野菜の栽培を行うこととしております。収穫物につきましては当面は自己消費や親類に配ることとしておりますが、将来的には農地を広げ、農協等への出荷を考えているとのこと。主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、耕うん機2台、草刈機1台、軽トラック1台を所有しておられます。引き続き、申請者からの農地に係る申請につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○農地係長 それでは、議案書の2ページをご覧ください。第2号議案の1番と2番につ

いては関連がございますので、併せてご説明いたします。第2号議案1番は、東町の〇〇さんが所有する、東町の農地3筆1,453㎡について、古賀町の〇〇さんが10年間の賃貸借権を設定するため、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が会社員で耕作管理ができないためであり、譲受人が新規就農のためでございます。

続きまして第2号議案2番は、東町の〇〇さんが所有する、東町の農地3筆2,428㎡について、古賀町の〇〇さんが10年間の賃貸借権を設定するため、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が会社員で耕作管理ができないためであり、譲受人が新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市植木センターの南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、1人で240日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,881㎡であり、新規就農の下限面積1,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、9月17日に後山裕義農業委員、池田憲二推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案並びに第2号議案1番及び2番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案並びに第2号議案1番及び2番について、原案のとおり承認及び当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案並びに第2号議案1番及び2番について、原案のとおり承認及び当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から3番から6番の議案の説明をお願いします。

○農地係長 それでは、議案書の3ページをご覧ください。第2号議案3番についてご説明いたします。3番は、木場町の〇〇さんが所有する、木場町の農地1筆48㎡について、木場町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人

が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西山ダムの北側に位置しております。次が拡大したものでございます。次が現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,139㎡であり、下限面積の2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、9月15日に岩本隆農業委員、浦川英敏推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、第2号議案4番でございます。4番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆93㎡について、川原町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、他の仕事が忙しく耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営規模拡大のため、隣接する自分の畑と一緒に耕作するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。三和中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。申請地のすぐ隣が譲受人の所有する農地で、一体となって耕作するものでございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が、2人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が6,536㎡であり、下限面積の3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては、9月15日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして議案書の4ページをご覧ください。第2号議案5番と6番については関連がございますので、併せてご説明いたします。まず、5番は、川原町の〇〇さんが所有する、川原町の農地1筆1,303㎡について、弟である宮崎町の〇〇さんが、10年間の使用貸借権を設定するため、許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が体調不良で農業経営が困難なためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。続きまして6番は、宮崎町の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆431㎡について、宮崎町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢で農業経営が困難なためであり、譲受人が農業経営規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西と北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。こちらが川原町の農地、次が宮崎町の農地を拡大したものでございます。次が、現地の写真です。こちらが川原町の現地写真、次が宮崎町の現地写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数が2人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきまし

ては、今回の取得で経営面積が3,696㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましては9月15日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員立会いのもと現地を確認していただき、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案3番から6番について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

一 意見等なし

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案3番から6番について当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案3番から6番について当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、議案書は、5ページをご覧ください。第3号議案1番からご説明いたします。まず、1番は、西彼杵郡時津町在住の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆について、長浦町在住の〇〇さんが、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、現況平面図でございます。下の紫色の線が雨水・排水の動線で、申請地の反対側の道路側溝にパイプを通して放流し、汚水及び生活雑排水については公共下水に放流するものでございます。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、9月16日に森山安男農業委員、濱口雅洋委員をお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、宮崎町在住の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆について、川原町在住の〇〇さん、〇〇さん夫婦が、住宅用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当するものと判断されます。第1種農地については通常転用を原則として許可しない農地として位置づけら

れておりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可の対象となっております。次が、利用計画図でございます。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝に放流いたします。次が、現地の写真です。立会につきましては、9月15日に田平孝廣農業委員、森保欣也推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして3番でございます。3番は、高城台1丁目在住の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆について、野母町在住の〇〇さんが、資材置き場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。脇岬海水浴場の北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。本件は、自動車販売・修理業を営んでいる譲受人が、商品である販売用自動車の展示・保管場所が手狭となったため、申請地に10台分を確保するものでございます。現状のまま使用し、雨水排水については道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真でございます。立会につきましては、9月15日に山口邦俊農業委員、森保欣也推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、蚊焼町在住の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆について、蚊焼町在住の子である〇〇さんが、通路・駐車場用地に利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。蚊焼小学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。当該地は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、水道・下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設、または公益的施設が存在する、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。青色で囲んでいる所が併用地で、こちらは地目が山林になっております。こちらに住宅を建築する計画ですが、工事の際に申請地が車両通路として必要であることや、住宅完成後は駐車場及び通路として使用する計画でございます。雨水排水については道路側溝に放流し、汚水及び生活雑排水は公共下水に放流します。次が、現地の写真です。手前の赤の部分が申請地、奥の青の部分が併用地となっております。立会につきましては、9月15日に田平孝廣農業委員、松本貞幸推進委員にお願いし、隣接農地への影響について、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第3号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは議案書は6ページをご覧ください。第4号議案1番からご説明いたします。1番は、太田尾町の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地918㎡について、茂木町の〇〇さんが3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。設定後の経営面積は、1,050㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を行っております。現地調査は、9月16日に峰忠幸農業委員、野口弘人推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番でございます。2番は、太田尾町の〇〇さんが所有する太田尾町の農地1筆340㎡について、太田尾町の〇〇さんが10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。日吉小中学校の北東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。設定後の経営面積は、11,605.04㎡となり、利用につきましては菊の栽培を行っております。現地調査は、9月16日に峰忠幸農業委員、野口弘人推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、議案書7ページの第4号議案3番についてご説明いたします。3番は、西海町の〇〇さんが所有する琴海尾戸町の農地12筆7,619㎡について、子である西海町の〇〇さんが10年間の使用貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。ペニンシュラゴルフクラブの北側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと4枚ほどございます。なお、本件は農業者年金経営移譲年金の対象地となっております。設定後の経営面積は、7,619㎡となり、利用につきましては普通畑とミカンの栽培を行っております。現地調査は、9月16日に平尾政博農業委員、今村秀喜推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、4番でございます。4番は、時津町在住の〇〇さんが所有する琴海尾戸町

の農地5筆3,004㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の南東に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと2枚ほどございます。設定後の経営面積は、3,225㎡となり、利用につきましては水稻を行っております。現地調査は、9月16日に平尾政博農業委員、今村秀喜推進委員立会いのもと現地を確認していただいて、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の8ページから24ページにかけて掲載しております。24ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は、外海の西出津町及び赤首町の710筆、206,529.61㎡でございます。調査対象範囲については、スクリーンをご覧ください。西出津町、赤首町の航空写真です。次が、西出津町を拡大したものが2枚ほどございます。次が、赤首町を拡大したものが2枚ほどございます。次が、現地の写真です。西出津町の現地写真です。あと3枚ほどございます。次が、赤首町の現地写真です。こちらあと3枚ほどございます。現地の立会いは、7月13日に帯山安敏前農業委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、議案書は25ページをご覧ください。個別案件についてご説明いたします。申出件数が5件、合計筆数が7筆、合計面積で7,354㎡について、個別に非農地通知申出書が提出されております。

2番から順にご説明いたします。2番は、大崎町在住の〇〇さんが所有する、大崎町の農地で、面積は350㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。大崎枇杷集出荷場の北側に位置しております。次が、拡大したも

のでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月16日に山崎実男農業委員、濱口敏夫推進委員にお願いしております。

続きまして3番は、若竹町在住の〇〇さんが所有する、川上町の農地で、面積は2,688㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立大浦中学校の南西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の写真があと1枚ございます。現地の立会いは9月15日に柳川八百秀農業委員にお願いしております。

続きまして4番は、三重町在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地で、面積は1,107㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして5番は、三重町在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地で、面積は2,763㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは、9月17日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして6番は三重町在住の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地で、面積は446㎡でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北西側に位置しております。次が、拡大したものでございます。次が、現地の写真です。現地の立会いは9月17日に井川義英委員、野本英世委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。報

告事項の資料の1ページから3ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、5件の届出がございました。続きまして、資料の4ページから6ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、11件提出されております。続きまして、資料の7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されております。合計22件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月10日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件として、先月の総会で審議を行った西海町の農地法第5条第1項による転用許可申請が1件あり、審議の結果「異議なし」との答申をいただいております。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

それでは引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項1、農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。7月の総会の際にご説明しましたが、農業委員会等に関する法律第38条第1項において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事務をより効率的かつ効果的に実施する必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を実施する関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされております。そのことから、長崎市へ提出する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について現在準備を進めているところです。7月以降、委員の皆さんから提出いただいた意見を基に、運営委員会で協議を行い、項目としては、「担い手への農地利用の集積・集約化について」、「遊休農地の発生防止・解消について」、「新規参入の促進・担い手の確保について」、「有害鳥獣対策」、「基盤整備」の5項目について意見を提出することとしております。それぞれの内容について、現時点での案の内容を読み上げたいと思いますので、資料の2ページをご覧ください。

まず「1 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、優良な農地を守り、農作業の効率化を図り、生産性を高めるためには、担い手への農地利用の集積・集約化を加速し、農業経営の規模拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、関係機関とより一層連携を強め、次のことについて対応を図られたい。(1) 多様な担い手への集積・集約、農地利用の集積・集約化を進めていくためには、地域の担い手になるような人材を求めて育成・確保することが必要である。農家の高齢化や後継者不足が深刻化する中、地域の中だけで担い手を育成・確保するには限界があるため、地域

外の担い手や農業法人等による集積・集約化を行うなど、多様な担い手への集積・集約への対策について検討いただきたい。(2) 貸し手と受け手の情報の集約、地域内の農業者から農地を貸したいとの情報は把握できるが、借りたい人の情報をつかむことは難しい状況にある。地域の農業者の相談等にスムーズに対応するためにも、貸し手と受け手の双方の情報が必要であるため、農地中間管理機構やJA等との連携を強化し、それぞれが把握している借り手の情報を集約したデータを作成していただきたい。(3) 農地中間管理事業の周知、農地中間管理事業を推進するために、これまでも地域の会合の場での紹介や、パンフレット等によるPRが行われているが、まだまだ本事業を知らない農業者等が多数見受けられ、また、地域の中で当該事業のメリットを説明し、活用するよう案内してもなかなか理解をいただけない状況である。今後更に農地中間管理事業を推進していくためには、本事業に対する農業者等の理解は不可欠である。関係機関と連携し、当該事業が浸透するような効果的な広報を行っていただきたい。

次に3ページ、2 遊休農地の発生防止・解消についてですが、遊休農地の増加は、優良農地の減少のみならず、病害虫の発生や有害鳥獣被害の拡大など、耕作中の農地に影響を及ぼす要因となるため、実行性のある発生防止・解消策が求められていることから、次のことについて対応を図られたい。(1) 農地中間管理事業の利用促進のための連携、後継者不足による、耕作放棄地が急速に増加している状況にあり、基盤整備区域の耕作放棄地も目立ってきている状況である。農地中間管理事業の更なる利用促進のため、関係機関で結成している農地中間管理事業推進チームの活動を活発に行うなど、農地中間管理機構を中心とした関係機関の連携体制を充実していただきたい。(2) 休日農園の整備・市民農園の拡充、コロナ禍で密を避けるため、それぞれの家庭で新たな生活様式を模索している中で、あまり密にならず、また、子どもの食育や人との関わりを育てることができ農作業に視点をおいた取り組みとして、遊休農地を活用した休日農園の整備や市民農園の拡充を検討いただきたい。また、市民農園の空き区画への企業の保養農地としての活用についての検討の進捗状況について伺いたい。

次に4ページ、3 新規参入の促進・担い手の確保についてですが、農業者の高齢化や後継者不足により農業者が減少している状況においては、農地の集積・集約化や基盤整備を推進することも重要な取組みであるが、担い手がいなければ地域の農業や農地を守ることはできない。担い手不足の状況に歯止めをかけ、安定した担い手を確保することは重要な課題であることから、次のことについて対応を図られたい。(1) 若者や女性が農業に関心を高め、参入するための支援、若者や女性が農業に関心を高め、参入できるよう、所得アップのための研修や支援の充実、新品種の開発によるブランド化、6次化産業の促進、後継者の婚活などの支援を充実していただきたい。(2) 農業を目的とした移住の支援及びPR、新型コロナウイルスの影響でテレワークの導入が進む中、都市から地方への移住に対する関心が高まっている。新たな就農者として移住者を取り込むため、空き家バンクの活用や住宅付体験農園を実施するなど、関係機関と連携して、農業を目的とした移住の支援及びPRを充実していただきたい。(3) 担い手に対する支援、担い手が農作業を行っていく中で、設備投資に係る資金の工面、園内道の整備、水利の確保・維持など様々な問題を

抱えている。過去に実施していた簡易ハウス設置に対する補助制度の復活を強く要望する。

次に5ページ、4有害鳥獣対策ですが、有害鳥獣による農地や農作物、生活環境への被害は営農意欲の低下を招き、耕作放棄地を増加させる要因の一つでもある。長崎市においては、これまで様々な対策を講じていただいているところであるが、被害は依然として発生している状況にあり、近年では、カラス等による鳥獣被害も増加している。今後も引き続き、積極的な有害鳥獣対策に取り組んでいただくにあたり、次のことについて対応を図られたい。(1) 抜本的な捕獲対策及び猟友会の活性化、カラスやヒヨドリの群れが地域に住み着き、広範囲な樹園地に多大な被害を及ぼしている。イノシシやシカも含め、大型捕獲施設を構築するなど、一網打尽するような捕獲対策を講じていただきたい。また、併せて、高齢化等により猟友会の活動が減っている状況にあるため、活性化に対する支援についても検討していただきたい。(2) 農地への被害に対する支援、イノシシ等の影響により、石垣や土はが崩れ、大きな石などが畑に転がってくる被害が多々ある。有害鳥獣による農地への被害に対する補助の創設について検討いただきたい。また、ワイヤーメッシュ柵は3戸以上の被害農業者での申請が必要となっているが、要件の緩和について検討いただきたい。(3) わな等の貸与手続き、わなの貸与の継続申請手続きを行うにあたっては、毎年度、新規の申請手続きと同様の手続きを行う必要があり煩雑である。継続申請については、写真等の添付書類を省略するなど、手続きの簡素化について検討いただきたい。

6ページをご覧ください。5 基盤整備についてですが、長崎市の農地は中山間地が多く、狭いほ場が点在している状況にあるため、大規模なほ場整備や小規模な土地改良など、各種基盤整備の実施は、農作業の効率化や農業経営の向上に効果的であるため、引き続き、県やJA等の関係機関と連携し、基盤整備の更なる推進をお願いする。また、農業者が農業を営むうえで小規模な整備も、営農効率を高めるためには重要な問題であり、そのためには、国や県、市の支援が必要であるため、次のことについて対応を図られたい。(1) 事業採択要件の緩和及び小規模な基盤整備の推進、国や県の補助事業の対象となる、基盤整備事業については面積等の要件が広すぎて、なかなか活用することができない。このため、国や県に対し、事業採択要件の緩和について要望していただきたい。また、小規模な農地整備や農業用施設整備については各地区から要望が上がってきており、長崎市の実現に向けた検討・支援をお願いしたい。(2) 農道の整備への支援、不便で狭小な農地に行くまでに農道がなく、また、あっても亀裂や陥没が増えてきているため、車で行くことができず大型機械等を運ぶこともできない状況にある。農道の整備に対する常時の要望に対してはもちろんのこと、特に災害復旧に対する案件については、緊急に対応していただきたい。(3) 木質バイオマスシステムの構築、農道沿線及び農地周辺においては、山林の手入れができておらず、高木化、枯れ木及び倒木の影響並びに大雨等による大災害により、日当たりの悪化や農道が荒廃し、これまで優良農地であったところが、耕作放棄地となってきている等、農業を始める前の段階での問題が多々ある。国において、森林資源を有効活用し、化石燃料から木質バイオマス資源への転換を図ることが推進されているなか、長崎市においても、農地の保護、保全だけでなく、防災、環境保全を鑑み、関係部局と連携し、木質バイオマスシステムの構築に取り組んでいただきたい。以上が、現時点での意見書の内容

案となっております。この案につきまして、本日委員の皆さんからご意見等をいただき、整理した分を来月の総会で議案として付議させていただきますので、よろしくお願い致します。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。なお、この件につきましては、次のその他の事項2における活動の一環として、本日互助会総会終了後に、地区ごとに集まっていただき、再度、協議を行うこととしますので、よろしくお願いいたします。何か質問ございませんか。

○浦川推進委員 5ページの(2)の3行目のところですが、「ワイヤーメッシュ柵は3戸以上の被害農業者での申請が必要」となっていますが、市単独事業では、1戸でも申請することができますが、国の場合は3戸以上必要ということなんですよ。ちょっと言葉を、文章を変えた方が、と思っているんですけども。

○農政管理係長 おっしゃる通り、市独自の施策として個別にワイヤーメッシュだけ、という補助制度があります。それに設置する支柱などは手出しということで承知しているんですが、こちらについては、国の施策に対する意見ということで出ているので、市の施策ももちろんあるということを経験した形で内容をもっと国の施策に対するということがわかるような形で、修正というか検討させていただければと思いますが、そういう意味合いでよろしかったですか。

○浦川推進委員 はい

○議長 他にございませんか。

○上川委員 後ほど細かく協議されるということですが、その前に全般的な観点としての、項目ごとの意見を言わせていただきければと思っております。まず1の(1)ですが、総合して所得が上がらないと生活ができないということもありますから、まず第1に所得の増大という目標を大きく掲げていただきたいというふうに思っております。そして(3)の中間管理事業の周知の件なんですけれども、あと県内他都市の優良利用の事例の紹介も付け加えて皆様にご紹介いただければと。それに対する対策を皆様に述べていただくような姿勢を持っていただければと思っております。それと2の(2)、休日農園の整備・市民農園の拡充、これも先般の人・農地プランの中で入れさせてもらったんですけども、こういう広域な募集を入れることによって、今まで農業に携わっていなかったような一般市民の方々も、応援をいただくような体制で、いろんな役割を担っていただきたいということもあって、提案をいたしたいと思っております。3の6次産業化でできた製品のとりまとめを大きくしていただいて、それを長崎ブランドとしての格上げをして、これを長崎商品としての大きな認定をいただきながら、また、所得向上に結びついて

いくような姿勢をお願いしたいなというふうに思っております。それともう一点戻りますけれども、1の(3)について、ある程度、今、公社の係員さんが、琴海地区と三和地区にはいらっしゃると思うんですけれども、長崎地区、また東長崎地区、茂木地区もできれば係員の増員をいただきながら、その担当地域に対してもう一步踏み込んだ皆様と交流できるような人達を送りこんで欲しいなというふうに思っております。以上でございます。

○農政管理係長 貴重な意見をありがとうございます。最初にご意見をいただいた所得の増大の部分なんですけれども、1の大きな項目が、農地利用の集積・集約化についてということでしたので、所得の方は3の新規参入の促進・担い手の確保というところの部分で、もう少し強調した形で、謳わせていただくことで検討をさせていただきたいと思っております。2つめの他都市の紹介、優良事例のですね、というところなんですけれども、ここは個別に中間管理機構のほうに確認したいと思うんですけれども、この意見書が大きな市への施策の提案ということもございますので、記載については、皆さんと検討していきたいと思っております。3つ目の休日農園のところ、これをするに当たってのいろいろな人の参画ということで、いろいろな人を巻き込むというような形でのご意見でよかったですでしょうか、

○上川委員 はい。

○農政管理係長 それから一つ戻ってブランド化と6次産業化の部分については、すみません、よければ後で地区別で話すときに、いい表現とかアイデアをいただければと思います。もう一つは中間管理事業の促進や連携のところについては、公社の人員配置をできれば各地区にということで、文章の書き方を検討させていただきたいと思っております。以上でよろしかったですでしょうか。

○上川委員 はい。

○農政管理係長 ありがとうございます。

○議長 他にございませんか。

○村田推進委員 有害鳥獣対策ということですが、確かにワイヤーメッシュを張り巡らしてというのも、それももちろん一つあるんですけれども、私は茂木地区田手原なんですけれども、農地を抱えていらっしゃる方が、高齢化が進んでいるというのもあるし、身体的にいろいろ故障があって、なかなか荒れている畑などの草刈りができないとかいう状態の方がかなりどの地区もいらっしゃると思うんですけれども、他の動物もですけれども、イノシシを防除するにあたって、荒れた山林化しつつある畑を、とにかくきれいに草刈りをして、隠れ家としての場所を減らしていこうというのが、まず、最初ではないかと思うんですよ。ワイヤーメッシュを張り巡らすのもいいですけれども。その草刈りをするため

の何というか、応援隊というか、私個人的に、「草刈り応援隊」と言っているんですけども、そういうのを市なり県なりにおいてできないものかなと個人的に思うんですけども、それに対してはどうでしょうか。

○農政管理係長 ご意見ありがとうございます。その対応に関しては、私たち農業委員会は施策を持っているところではないので、地域の意見として農業委員・推進委員の皆さんたちが汲み上げてきた部分を、長崎市の農業の施策に反映してくださいということで、今回意見書の準備を皆さんとしているところです。それで、今おっしゃったように、事前の有害鳥獣の対策として、張り巡らせるだけではなくて、荒廃した所を整備するという事について、そこが市全体についてということ、各地区同じような意見として要望を上げたということであれば、後ほど各地区で集まってお話しいただく際に今の懸案についてどうかということを含めて協議していただき、書き方なども一緒に検討いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○村田推進委員 はい、わかりました。

○議長 他にございませんか。

○柴原推進委員 ワイヤーマッシュ柵の件なんですけれども、今ワイヤーマッシュというのが、10 cmの目の、2m×1.2mかな、それが、それでもアナグマなどの小さい動物、それとイノシシのウリ坊が入っているのか、被害が減らないというか穴を掘られるんですよね。だからその辺も検討も入れてもらいたいなと思うんですけども。

○農政管理係長 今の部分は、ワイヤーマッシュを設置しても大きいイノシシ以外、アナグマやウリ坊についてもどうか、というところですよ。具体的にどういったという…。

○柴原推進委員 具体的には、目がもうちょっと、型が何種類かあるんですよね。10 cm角だけではなくて、下のほうだけ目を小さくしているものがあったり、それはどこで作っているのか、よくわからないんですけども、どぶ付けしたものがあるんですよ。それは高いと、1枚2千円位するという話を聞いているんですけども、今のものはたぶん千円位、倍になるという話は聞きました。

○農政管理係長 要は種類を増やす、使い分けできるというような形での話というのでしょうか。たぶん今一種類くらいしかないものをもう少し実用できるようなもので。

○柴原推進委員 だからつまり、下の部分だけでも目が小さく被害がないようにしていただければ、どうせ貰うのであればそういう方がいいでしょうから。

○農政管理係長 それでは、その辺も後ほどの協議の中で表現やよりよい書き方についてこちらへ出していただきたいと思いますと思うんですけども、すみません、いろいろ個別な要望はあると思うんですけども、一定皆さんの方からいただいた意見について整理をしているところになりますので、基本ベースを崩すのは、今回の意見書の中では対応しかねるところもありますので、ベースに沿った形でのご意見、それから言い忘れたことや今後のこと、最近地区で話したことなどについては、次の意見に向けて集約させていただきたいと思っておりますので、この場では大きな括りでの意見書案の記載、表現そういったところで、ご意見をいただければと思っております。

○城戸推進委員 大体理解できるんですけども、項目の1、2、3、4、5の前に最初の切り出しで今の状況報告を2、3行書いた方がいいと思いますが、どうですか。農地や農家人口の減とかに対してこうこうということで、だから1、2、3、4、5を要望しますとかですね。その辺りの表にぱっと打ち出す、何というか、スローガンではないですけども、そういうところを2、3行書いたらどうかと私は思います。

○農政管理係長 例年意見書を提出する時にまず、初めに現状それからこうこうだからこうして欲しいというところで、正式に意見書として出す時にはあります。それで、すみません、まだ前段の部分はまだ、最終的には出すんですけども、今は意見の中身について項目出しをしていたもので、その表現については、最終的に来月の総会の際には製本したところで、お出ししたいと思います。

○議長 他にございませんか。

○中山推進委員 4ページの新規の参入・担い手の確保についてということで、担い手不足の現状に歯止めをかけてということになっている割には、若者や女性が農業に関心を高め、参入するための支援というあまりにも簡素化ではないかなと、もう少し具体的に、大きくした方がいいのではないかなと思うんですけども。結局、その肝心要の担い手がないということは、農業が成り立たないということであって、その辺りをもっと強調して出した方がいいのではないかなと思います。以上です。

○農政管理係長 強調する部分の内容につきましても、後ほどの協議で文案としていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項2「令和2年度「ながさき農業委

員会1・1・1運動」における活動事例報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 その他の事項2「令和2年度「ながさき農業委員会1・1・1運動」における活動事例報告について」ご説明させていただきます。資料は7ページからになります。前回8月の総会後の、令和2年度地区別農業委員会委員研修会の際に、長崎県農業会議から説明がありましたとおり、令和2年度「ながさき農業委員会1・1・1・運動」において、1委員会で1年間の現場活動事例を1つ以上報告、公表できるように取り組むこととされており、この事例ですが、先日の運営委員会で協議を行い、長崎市農業委員会としては、「意見書の提出について」を活動事例として、この後の各地区の協議等を踏まえて活発な意見等を出していただいて、それを事例として報告してはどうかということで話があります。その辺りは、総会後の地区別協議の際にも改めて詳しく説明させていただきますが、そういった形での活動事例報告を作成するよう考えております。それから全体の活動事例とは別に、こちらの方も説明があっていたかと思うんですけども、ながさき農業委員会1・1・1運動におきましては、農業委員・推進委員の個人目標が設定されておりまして、資料の13ページをご覧ください。主な個人目標について読み上げさせていただきます。農地利用集積活動として、1農業委員・推進委員で2ha又は1ha以上の集積を行う。荒廃農地解消推進活動として、1農業委員・推進委員で1ha以上の荒廃農地解消、活用を行う。農業者年金加入推進活動として、1農業委員・推進委員で5戸以上の戸別訪問を必ず実施する。全国農業新聞普及活動として、1農業委員・推進委員で1部以上の新規購読者を確保することとされており、なお、資料14ページには、農業委員会全体の目標についても設定されており、後ほどご参照いただければと思います。委員の皆様におかれましては、それぞれの個人目標を達成できるよう取り組みをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

○田中推進委員 農業新聞の普及活動の件ですけれども、皆でどんどんどんどん普及しろということなんですけれども、毎月新聞の数の報告では、何人やめた、何人やめたということだけで終わっているんですね。せっかく入られた人が、辞めなかったら無理して新規もとる必要ないと思うんですけれども、もう少しやめる方になんでやめるか、面白くないからやめるのかという意見なりを聞いた方がいいんじゃないですか。そうしないと新規に進めると言われても、魅力もないから進めにくいと思うんですけれども。以上です。

○農政管理係長 現状としては、購読を辞められる場合に、その多くが電話でもうやめたいという連絡をもってやめるということがあります。そこで電話では対面ではないので、どうしてですかということまで掘り下げられるタイミングがあれば、確認はして状況等はお伝えできるのではと思っておりますけれども、対面とか書類手続きというところがな

いので、正直担当も「なぜですか」とは聞きにくいところもあるということをご了承いただきたいと思います。そのような状況ですが、辞める理由などが聞きとれば、今後報告の際にはその原因を紹介するというので、やっていきたいと思っております。

○田中推進委員 今回の件ですけれども、電話でということであれば、後から葉書などでアンケートを取る、という方法もあるんじゃないですか。そうしないと入れろ入れろと言われても、何の魅力もない新聞を私たちが勧めなければいけないのかと、辞めたらすぐ終わるというような内容かと思うんですよ。

○農政管理係長 原因の究明ということでの対応については、現状を良とせず、究明していく対応を考えていきたいと思っております。

○事務長 追加で説明させていただきます。田中委員が言われるように原因については、把握している中では「読まなくなった」という理由が多くあります。そのような中であっても、何故そうなったのかというところを、もう少し聞くようにはしたいと思っております。それとそのような状況にあるということも、県の農業会議にも分析してどういうふうな理由でなのかというところを伝えて、紙面に必要な情報、どのような情報が欲しいのかというところもしっかり聞いて、そこを充実してもらって皆さんが興味を持って読んでもらえるような方向にしていきたいというふうなことを申し届けたいと思っております。

○議長 他にありませんか。

○山口（邦）委員 農業者年金加入推進活動について一つお伺いします。今、高齢化が進んで、該当者が非常に少なくなっているわけですね。それで5件加入すると言ったら大変で、というのが、帰農者も定年してから農業する人の人たちですよ、今農業をしている人はほとんど年取った人たちなんですよ。そうした時に若い人はいないしこの年金を勧める該当者がいない。そういう現状なんですよ。その辺りはどうしたらよいのでしょうか。

○農地係長 年金の加入推進につきましては、次のその他の事項3と関連がありますので、そちらで併せてご説明させていただきたいと思っております。

○山口（邦）委員 わかりました。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、その他の事項3「農業者年金加入推進パンフレ

ットの配付について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、その他の事項3についてご説明いたします。資料は15ページをご覧ください。長崎県農業会議から農業者年金加入推進パンフレット携帯版の配付についてのお願いがっております。農業者年金加入推進部長をはじめ農業委員、推進委員の皆様には、日頃より農業者年金の加入推進にご尽力いただき感謝申し上げます。また、農業者の老後生活の安定と農業者の確保を目的とした農業者年金制度でございますが、今年度の加入推進の目標としては、14ページにありますように県内全体で86名を加入目標としており、長崎市においては3名の加入を目標としております。つきましては、目標達成のため農業委員、推進委員の皆さま全員が一人5戸以上の戸別訪問を行い、農業者年金携帯パンフレットを配付していただきますようお願いいたします。なお、携帯パンフレットを未加入者の方に配付していただく際は、農業者年金加入推進（パンフレット配付）状況報告書に配付日・配付先を記録していただき、12月25日の総会時にご提出していただきますようお願いいたします。なお、最後に説明する行事予定表にありますように10月の総会前に農業者年金加入推進部長会議を開催し、加入推進の計画等を協議していただくようになっております。その際に各地区の推進部長さんには、未加入者の名簿を活動の手助けの資料としてお渡しいたしますので、対象を絞り込んで加入を進めていただければと思います。お忙しい時期とは思いますが、目標達成に向けてご協力をよろしくをお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長 この件につきましては、先ほども意見がありましたけれども、他にご意見等ございませんか。

○岩本委員 年内に5戸以上の戸別訪問を行うとありますよね。回るときに対象者かどうかわからないですよ。それでも対象者のところを5戸回れるのか。なかなかわからないと思うんですよ。5戸回れることは回れるけど、そこに対象者がいるかどうか把握できないんですけれども、その点はどうですかね。

○農地係長 先ほどもご説明いたしました通り、来月に各地区の未加入者の名簿を活動の手助けとしてお渡ししますので、それを参考に対象の所を回っていただければと思います。

○石橋委員 年金のパンフレット、それを昼間配る訳ですね。そうしたら昼間家にいない人が多いですよ。それで私も5件以上回ったんですけども、2回行っても家にいないのでポストにパンフレットを置いてきたんですけども、そういう場合、何回もいかなければならないですよ。それで帰宅時間を大体5時位と思って、行ってみるといなくて、そして一人の人は、これが厳しいということで、また後でお願いしますと言われました。それで、農協の職員と一緒に回るとか、農協の人に言って後で農協の人に回ってもらえるか、本人に会うためには、私たち何回もいかないといけなくなるので、ちょっと難し

いかなと思っております。

○議長 他にございませんか。一応、この加入パンフレットですね、加入をしてもらうのが一番良いわけですが、農業者年金を知らない人が、農業者の中におられないように周知して、これを見て入りたいなという人が出てくれば、加入をしていただくというふうなことで、結構ではないかと思っておりますので、とにかく農業者の方に農業者年金というのがあるということを知らしめていただくために配付をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

ないようでしたら、続きまして、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読者の獲得について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項4、その他の事項5について、まとめて説明させていただきます。まず、資料の17ページをご覧ください。令和2年度の全国農業新聞購読目標達成状況ですが、目標部数の148部ということに対し、現在の購読部数は135部ということになっております。それで、先ほど田中推進委員のほうからもお話しがありましたとおり、辞めていく方、中止されていく方について原因をもう少し掘り下げてということやっていきたいと思っております。それと事務長から話がありましたように県の農業会議所のほうにも今日話があった旨は連絡・報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、その他の事項5ですが、資料は18ページと19ページが活動記録カードのところになります。新体制における令和2年度上半期の活動記録集計表を記載しております。ご報告をいただいております活動記録カードにつきましては、国の方針のもとに提出していただいているものになります。農地利用最適化交付金の報酬の配分を受けるためにも必要となりますので、活動をされた際には、番号だけではなく、活動内容や相談対応等の相手方など、できる限り詳しくご記入くださいますようお願いいたします。また今、人・農地プランの関係で、地域・集落の会議に出られているかと思っております。その分の活動については、確実に人・農地プランの活動である旨記載をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。なお、毎月の確認で申し訳ありませんが、活動記録表の1番から23番というのが交付金の対象になります。この分について、毎月1回活動の実施をお願いできればと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 新聞については、田中委員から内容について話がありましたが、近くで読んでいただくような方がおられましたら、推進の方をよろしくお願ひ申し上げます。他に、皆様

方から意見・報告などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 それでは最後にその他の事項6「令和2年10月、11月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項6「令和2年10月、11月の行事予定について」お知らせいたします。資料の20ページをご覧ください。初めに10月の予定です。9日金曜日、長崎県農業会議理事会、常設審議委員会が14時30分から長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席される予定です。14日水曜日、農業委員会会長・事務局長会議が大村市で開催される予定です。21日水曜日、14時から運営委員会を開催する予定です。28日水曜日、13時から農委だより編集会議、13時30分から農業者年金加入推進部長会議、その後14時から総会を開催する予定をしております。

次に、11月の行事予定です。10日火曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、24日火曜日が農業委員会運営委員会、30日月曜日が農委だより編集会議、遊休農地対策検討委員会その後農業委員会総会ということで予定をしております。今ご意見等をいただいております意見書について、10月の総会で議案として審議して、決定したもののついでには11月に市長へ提出することとして予定を組んでおりますが、日程が決まり次第その都度連絡をさせていただきます。以上が10月、11月の行事予定です。

○議長 ありがとうございます。それでは、以上をもちまして9月の農業委員会総会を終了させていただきます。

議長
(平尾 政博)

議事録署名人
(上川 満治)

議事録署名人
(田平 孝廣)